

勤労市民ニュース

平成 28 年 6 月 30 日 No.101
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電 話 0467-23-3000 内線 2402
e メール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

青少年の雇用の促進等に関する法律順次施行中!

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）が平成 27 年 10 月 1 日から順次施行されています。



適切な職業選択のための取り組みの促進として

【平成 28 年 3 月 1 日施行】

事業主による職業情報の提供の義務化

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者からの求めがあった場合は、募集・採用に関する状況、労働時間などに関する状況、職業能力の開発・向上に関する状況ごとに 1 つ以上の情報提供が義務付けられました。

労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人の不受理

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申し込みを受け付けられないことができるようになりました。

職業能力の開発・向上及び自立の促進として

【平成 28 年 4 月 1 日施行】

いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。

若者雇用促進法

検索

★セミナーのご案内★

就労に悩む若者と家族のための勉強会

3 回連続コース

平成 28 年

- 8 月 6 日（土） ひきこもり・不就労の子を持つ
親として、いま、何をすべきか
- 8 月 20 日（土） ひきこもり・不就労になる背景について
- 9 月 3 日（土） 元当事者の親御さんの話を聞いてみよう
～各回とも時間は、15 時～17 時です～

詳細・申し込みは、

湘南・横浜サポートステーションまで



鎌倉市小袋谷 1-6-1 2 階
TEL 0467-42-0203
月～金曜日 10 時～18 時
（土・日・祝日 閉館）

JR 大船駅東口から徒歩 5 分ほど!!

鎌倉市では、湘南・横浜若者サポートステーションと連携しています

障害者の雇用促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました

概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるものです。

施行日 平成28年4月1日

障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的扱いを禁止する。



差別の主な具体例

- 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること
- 障害者であることを理由として、賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給させないこと、研修・現場実習を受けさせないこと、食堂や休憩室の利用を認めないこと など

合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障改善措置を義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

合理的配慮の主な具体例

- 募集・採用の配慮として、問題用紙を点訳・音訳すること、回答方法を工夫すること など
- 施設の整備等として、車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること、手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること など

上記について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施します。

苦情処理・紛争解決援助

事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者である労働者から苦情の申し出を受けたときには、その自主的な解決を図るよう努める。

当該事項に係る紛争は、個別労働紛争解決促進法の特例を設け、都道府県労働局長が必要な助言、指導または、勧告をすることができるものとするとともに、新たに創設する調停制度の対象とする。



(※法定雇用率の算定基礎の見直しの施行日は平成30年4月1日)

障害者雇用促進法の改正

検索

女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

Step 1

自社の女性の活躍状況の把握と課題分析を行うこと。(①～④については、把握・分析必須)

- ①採用者に占める女性比率
- ②勤続年数の男女差
- ③労働時間の状況
- ④管理職に占める女性比率

Step2

Step1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた

- ①行動計画の策定
(計画期間・数値目標・取組内容・取組実施期間を盛り込む)
- ②都道府県労働局への提出
- ③労働者への周知
- ④外部への公表 を行うこと。

Step 3

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表すること。

さらに

女性活躍推進に関する認定取得!!

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
(認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付けることができます。)

女性活躍推進法特集ページ 検索

「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」

<http://kamakura-kigyou.com>

ご利用
ください!!

鎌倉市では、地元企業のPR、企業間でのビジネス交流、求職者と企業のマッチング機会の創出及び地域産業の活性化を図ることを目的とした公式サイト「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」を開設しています。このサイトから、無料で、求人情報の発信もできます。

ハローワークや求人情報誌での募集に加えて、鎌倉市ホームページでも求人情報を発信してみませんか。

問合せ先

産業振興課勤労者福祉担当
TEL 0467-61-3853(直通)



中小企業退職金共済制度の掛金補助

中小企業退職金共済(中退金)制度は、中小企業で働く従業員のための、国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、国から事業主に新規加入助成があります。

鎌倉市では、市内の事業主が、新たに中小企業退職金共済制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入した場合、国の助成に加え、市が掛金の一部(従業員一人当たり月額 400 円)を加入から 36 カ月間補助します。

問合せ先 中退共本部 (加入について) TEL 03-6907-1234(代)
産業振興課勤労者福祉担当 TEL 0467-23-3000 内線 2402

各種相談

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。

詳しい日時等は、広報かまぐらの毎月 1 日号に掲載しております。電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。

解決の糸口が見つかるかもしれません。

予約・申込み

産業振興課勤労者福祉担当

TEL 0467-61-3853 (直通)

(予約受付は原則前月 20 日から)

1 メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が回答いたします。
市のホームページ

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>)

から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

2 労働相談 職場での様々な労働問題や年金問題等に、社会保険労務士が回答いたします。

3 労働法律相談 勤労者の直面する法律問題に弁護士がアドバイスします。

4 メンタルヘルスカウンセリング 職場や日常生活ストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の方の相談に、産業カウンセラーが応じます。

5 就職支援相談 キャリアコンサルタントによる相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子さまの就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。